

埼玉西部環境保全組合行政不服審査制度に係る書面の交付に関する手数料

条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の規定に基づく書面の交付に関する手数料の額を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用される同条第4項（他の法令の規定により準用される場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収方法)

第3条 手数料は、法第38条第1項の規定により交付を求めることができる書面若しくは書類（以下「書面等」という。）の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面を別表に定める交付の方法により交付する際に、当該交付を求めた者から徴収する。

(手数料の減免)

第4条 管理者は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第5条 前3条の規定は、法第81条第3項において準用される法第78条第1項及び法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第38条第1項の規定による交付について、準用する。

(既納の手数料)

第6条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、管理者が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 8 月 9 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

交付の方法	種別	金額
1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	白黒	用紙 1 枚につき 10 円
	カラー	用紙 1 枚につき 20 円
2 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	白黒	用紙 1 枚につき 10 円
	カラー	用紙 1 枚につき 20 円

備考

- 1 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 3 番又は A 列 4 番とする。